

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、第三者委員会の指摘・提言を踏まえ、コーポレート・ガバナンス体制の強化、内部管理体制の強化、監査役による経営監視の強化、経理及び会計処理のチェック体制の強化を再発防止の改善措置とし、実効性のある内部統制を図ってまいります。

4. 財務諸表等に与える影響

内部統制報告書に記載のとおり、当社の全社的な内部統制及び決算財務報告プロセスには開示すべき重要な不備が存在していますが、当社は第三者委員会による調査を実施し、その結果、修正が必要な事項はすべて財務諸表に反映しており、財務諸表監査に及ぼす影響はありません。

5. 財務諸表の監査報告における監査意見

令和2年6月29日付にて、無限定適性意見をいただいております。

以 上